

中央区内共通買物・食事券の販売について

☞ 物価高騰などの影響が長引く中、区内中小企業の発展と地域産業の振興のため効果的な消費喚起を生み出し、区内経済のさらなる活性化が図られるよう、「区内共通買物・食事券（ハッピー買物券）（以下「買物券」という。）」の発行総額を増額して発行する。また、買物券は新生児誕生祝買物券、敬老買物券、エコ環境買物券及び健康ポイント買物券の贈呈用としても活用する。

1 概要

- (1) 販売総額
24 億円
（額面総額 30 億円。うち、プレミアム分 6 億円（25%）。）
- (2) 販売対象者
16 歳以上の区民及び区内在勤者
- (3) 販売基準
 - ① 1 冊 1 万 2 千 5 百円分（5 百円券 25 枚つづり）を 1 万円で販売する。
大規模小売店での使用分は 1 冊 6 千円分（5 百円券 12 枚）を限度とする。
 - ② 購入限度 1 人 5 冊まで
- (4) 販売方法など
 - ① はがき又はインターネットによる事前申込とし、発行数を超える申込みがあった場合は区民優先で抽選を行う。
 - ② 買物券は、区民は自宅に、在勤者は勤務先に配送する。
 - ③ 支払いは、配送時に代金引換又は事前のクレジットカード決済とする。
 - ④ キャンセル・未購入分については、繰上げ当選を行う。

2 申込期間(予定)

令和 7 年 4 月 25 日（金）～ 5 月 9 日（金）
（はがきは 5 月 9 日当日消印有効、インターネットは同日 16 時までの申込みとする。）

3 発送時期(予定)

6 月中旬

4 使用期間

販売日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 買物券取扱店数

1,822 店（令和 7 年 3 月 1 日現在）
※区内中小小売店・サービス業及び百貨店等大規模小売店のうち区に登録した店舗。

6 実施方法

買物券の申込受付、販売、換金業務等を株式会社日本旅行新宿法人営業部に委託して実施する。

7 周知方法

- (1) 「区のおしらせ ちゅうおう」4 月 15 日号、5 月 1 日号及びホームページに掲載する。
- (2) 町会・自治会に回覧チラシ及びポスターを配布する。
- (3) 区役所、各区民センター等においてポスターの掲示とチラシの配布を行う。

8 その他

- (1) 買物券での購入等の際は、釣銭は出さない。
- (2) 買物券の払戻しは一切行わない。
- (3) 買物券の換金については、使用済み券が取扱店から受託業者に到着した日から原則として 2 週間以内に処理するものとする。